

# 振込規定

2018年10月版

## 振 込 規 定

### 1. (適用範囲)

振込依頼書または当行のATMによる当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

### 2. (振込の依頼)

(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込の依頼は当行所定の受付時間内に受け付けします。
- ② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
- ③ 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) ATMによる振込の依頼は、次により取扱います。

- ① ATMは当行所定の時間内に利用することができます。
- ② 1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ ATMの画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名およびその電話番号その他の所定の事項を正確に入力してください。
- ④ 当行はATMに入力された事項を依頼内容とします。

(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備またはATMへの誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

### 3. (振込契約の成立)

(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

(2) ATMによる場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書または利用明細票（以下「振込資金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

### 4. (振込通知の発信)

振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次の各項により振込通知を発信します。

(1) 振込依頼書による振込の依頼の場合には、次により取扱います。

- ① 窓口営業日の当行所定の時間内に受付した場合は、依頼日当日に振込通知を発信します。
- ② 窓口営業日の当行所定の時間外に受付した場合は、翌窓口営業日を振込指定日とする振込予約として取扱い、依頼日の翌窓口営業日に振込通知を発信します。
- ③ 振込依頼書に振込指定日のご記入がある場合は、指定された日付（窓口営業休業日にあたる場合は翌窓口営業日）を振込指定日とする振込予約として取扱い、指定された日に振込通知を発信します。

④第①号にかかわらず、窓口営業日の当行所定の時間までに振込依頼書を受付した場合であっても、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌窓口営業日を振込指定日として振込通知を発信することがあります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) ATMによる振込の依頼の場合は、次により取扱います。

①ATMによる当行所定の時間内に受付した振込については、依頼日当日に振込通知を発信します。

②当行にある受取人の預金口座あての振込を、窓口営業日の当行所定の時間外または窓口営業休業日に受付けた場合で、受取人の預金口座の状態などで、即日入金ができないものとして当行が判断する場合は、依頼日の翌窓口営業日を振込指定日とする振込予約として取扱い、依頼日の翌窓口営業日に振込通知を発信します。

③当行以外の金融機関にある受取人の預金口座あての振込を、窓口営業日の当行所定の時間外または窓口営業休業日に受付けた場合で、次に該当する場合は、依頼日の翌窓口営業日を振込指定日とする振込予約として取扱い、依頼日の翌窓口営業日に振込通知を発信します。

a. 受取人口座の確認が出ない場合

b. 受取人の預金口座がある金融機関より即時入金不可情報を受理した場合

④前記第②号、第③号の取扱いにおいて生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 5. (証券類による振込)

小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。

## 6. (取引内容の照会等)

(1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

(2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

## 7. (振込依頼内容の変更)

(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。

① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 提出された振込資金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとし、訂正を取扱ったときは、これによって生じた損害については当行は責任を負いません。

(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

## 8. (組戻し)

(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続によ

り取扱います。

- ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ② 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - ③ 組戻しされた振込資金は、当行所定の方法により返却します。
- (2) 提出された振込資金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、組戻しを取扱ったときおよび組戻しされた振込資金を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

#### 9. (通知・照会の連絡先)

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 10. (手数料)

- (1) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当行所定の振込手数料をいただきます。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

#### 11. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

#### 12. (譲渡、質入れの禁止)

振込資金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

#### 13. (預金規定等の適用)

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定、カード規定およびローンカード規定により取扱います。

#### 14. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(E240239) 18.10 改定